

○総務省令第八十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の五中「年月日」の下に「並びに個人番号」を加える。

附則第四条第十二項第一号及び第十三項第一号中「及び住所又は居所」を「住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」に改める。

附則第四条の四第九項第二号中「（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）」を「（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）」に改める。

附則第四条の七第十項中「第八条の三十八第一項第三号中「又は設備」とあるのは「、車両又は設備」を「第八条の三十八第一項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は法第四百四十四条の二十一第二項後段の規定により代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けようとするそれぞれの者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」とあるのは「及び氏名又は名称）」とあるのは「、車両又は設備」と、同項第四号中「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」とあるのは「及び氏名又は名称）」に改める。

附則第四条の八第二項中「第十六号の十六様式から第十六号の二十四様式」を「第十六号の十六の二様式、第十六号の十七の二様式から第十六号の二十四様式まで」に改める。

附則第十三条の三第二項第一号イ中「第十三条の三第九項第一号イ」を「第十三条の三第十項第一号イ

」に改め、同項第二号イ中「第十三条の三第九項第二号イ」を「第十三条の三第十項第二号イ」に改め、同項第三号イ中「第十三条の三第九項第三号イ」を「第十三条の三第十項第三号イ」に改め、同条第六項第二号中「第十三条の三第十一項第二号」を「第十三条の三第十二項第二号」に改め、同条第七項第一号中「第十三条の三第十二項第一号」を「第十三条の三第十三項第一号」に改め、同条第八項中「第十三条の三第十三項」を「第十三条の三第十四項」に改める。

第一号様式の表を次のように改める。

第一号様式 挿入

第一号様式記載要領を同様式記載要領1とし、同様式記載要領に次のように加える。

- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第三号様式別表裏面を次のように改める。

第三号様式別表裏面 挿入

第五号の四様式表面を次のように改める。

第五号の四様式表面挿入

第五号の四様式裏面を次のように改める。

第五号の四様式裏面挿入

第五号の四様式別表を次のように改める。

第五号の四様式別表挿入

第五号の五様式を次のように改める。

第五号の五様式挿入

第五号の五の二様式を次のように改める。

第五号の五の二様式挿入

第五号の五の三様式を次のように改める。

第五号の五の三様式挿入

第五号の六様式を次のように改める。

第五号の六様式挿入

第五号の七様式を次のように改める。

第五号の七様式 挿入

第五号の八様式を次のように改める。

第五号の八様式 挿入

第六号様式の表を次のように改める。

第六号様式の表 挿入

第六号様式記載要領23を同様式記載要領24とし、同様式記載要領22を同様式記載要領23とし、同様式記載要領21を同様式記載要領22とし、同様式記載要領20中「書は、」の次に「地方自治法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第2条の規定による改正前の」を、「おいて、」の次に「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）の規定による改正前の」を加え、同様式記載要領20を同様式記載要領21とし、同様式記載要領4から同様式記載要領19までを一ずつ繰り下げ、同様式記載要領3の次に次のように加える。

4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

第六号様式別表一の表を次のように改める。

第六号様式別表一の表 挿入

第六号様式別表一記載要領7を同表記載要領8とし、同表記載要領6を同表記載要領7とし、同表記載要領5を同表記載要領6とし、同表記載要領4中「(別表6の2(1))の(22)の欄」を「(別表6の2(1)付表)の(31)の欄」に改め、同表記載要領4を同表記載要領5とし、同表記載要領3を同表記載要領4とし、同表記載要領2の次に次のように加える。

3 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

第六号様式別表五の表を次のように改める。

第六号様式別表五の表 挿入

第六号様式別表五記載要領5を同表記載要領6とし、同表記載要領4を同表記載要領5とし、同表記載要領3を同表記載要領4とし、同表記載要領2の次に次のように加える。

3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第六号様式別表五の二の表を次のように改める。

第六号様式別表五の二の表 挿入

第六号様式別表五の二記載要領3を同表記載要領4とし、同表記載要領2を同表記載要領3とし、同表記載要領1の次に次のように加える。

2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第六号様式別表五の二の二の表を次のように改める。

第六号様式別表五の二の二の表 挿入

第六号様式別表五の二の二記載要領2を同表記載要領3とし、同表記載要領1の次に次のように加える。

2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第六号様式別表五の二の三の表を次のように改める。

第六号様式別表五の二の三の表 挿入

第六号様式別表五の二の三記載要領 4 を同表記載要領 5 とし、同表記載要領 3 を同表記載要領 4 とし、同表記載要領 2 を同表記載要領 3 とし、同表記載要領 1 の次に次のように加える。

2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第六号様式別表五の三の表を次のように改める。

第六号様式別表五の三の表 挿入

第六号様式別表五の三記載要領 2 を同表記載要領 3 とし、同表記載要領 1 の次に次のように加える。

2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第六号様式別表五の四の表を次のように改める。

第六号様式別表五の四の表 挿入

第六号様式別表五の四記載要領2を同表記載要領3とし、同表記載要領1の次に次のように加える。

- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第六号様式別表五の五の表を次のように改める。

第六号様式別表五の五の表 挿入

第六号様式別表五の五記載要領2を同表記載要領3とし、同表記載要領1の次に次のように加える。

- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第六号様式別表十四の表を次のように改める。

第六号様式別表十四の表 挿入

第六号様式別表十四記載要領3を同表記載要領4とし、同表記載要領2を同表記載要領3とし、同表記載要領1の次に次のように加える。

- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

第六号の二様式の表を次のように改める。

第六号の二様式の表 挿入

第六号の二様式記載要領5を同様式記載要領6とし、同様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3の次に次のように加える。

4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第七号様式の表を次のように改める。

第七号様式の表 挿入

第七号様式記載要領8を同様式記載要領9とし、同様式記載要領4から同様式記載要領7までを一ずつ繰り下げ、同様式記載要領3の次に次のように加える。

4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十号の二様式の表を次のように改める。

第十号の二様式の表 挿入

第十号の二様式記載要領5を同様式記載要領6とし、同様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3の次に次のように加える。

4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十号の三様式の表を次のように改める。

第十号の三様式の表 挿入

第十号の三様式記載要領9を同様式記載要領10とし、同様式記載要領4から同様式記載要領8までを1ずつ繰り下げ、同様式記載要領3の次に次のように加える。

4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十号の四様式の表を次のように改める。

第十号の四様式の表 挿入

第十号の四様式記載要領 7 を同様式記載要領 8 とし、同様式記載要領 4 から同様式記載要領 6 までを一
 ずつ繰り下げ、同様式記載要領 3 の次に次のように加える。

4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
 する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十号の五様式の表を次のように改める。

第十号の五様式の表 挿入

第十号の五様式記載要領に次のように加える。

3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
 する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十一号様式の表を次のように改める。

第十一号様式の表 挿入

第十一号様式記載要領 4 を同様式記載要領 5 とし、同様式記載要領 3 の次に次のように加える。

4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十二号の二様式の表中「法人番号」を「管理番号」に改める。

第十二号の三様式を次のように改める。

第十二号の三様式 挿入

第十二号の四の三様式の表種類の欄中「低当証券」を「担当証券」に改める。

第十二号の四の三様式備考2(1)イ中「第9条の2第1項に規定する老人等の郵便貯金の利子、同法」を削り、「老人等の少額預金」を「障害者等の少額預金」とし、「老人等の少額公債」を「障害者等の少額公債」に改める。

第十二号の五様式を次のように改める。

第十二号の五様式 挿入

第十二号の六様式を次のように改める。

第十二号の六様式 挿入

第十二号の七様式を次のように改める。

第十二号の七様式 挿入

第十二号の九様式を次のように改める。

第十二号の九様式 挿入

第十二号の十様式を次のように改める。

第十二号の十様式 挿入

第十二号の十二様式を次のように改める。

第十二号の十二様式 挿入

第十二号の十三様式を次のように改める。

第十二号の十三様式 挿入

第十二号の十五様式を次のように改める。

第十二号の十五様式 挿入

第十三号様式の表を次のように改める。

第十三号様式の表 挿入

第十三号様式記載要領5を同様式記載要領6とし、同様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3を同様式記載要領4とし、同様式記載要領2の次に次のように加える。

- 3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十三号の二様式の表を次のように改める。

第十三号の二様式の表 挿入

第十三号の二様式記載要領8を同様式記載要領9とし、同様式記載要領2から同様式記載要領7までを一ずつ繰り下げ、同様式記載要領1の次に次のように加える。

- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十四号様式の表を次のように改める。

第十四号様式の表 挿入

第十四号様式記載要領6を同様式記載要領7とし、同様式記載要領2から同様式記載要領5までを一ずつ繰り下げ、同様式記載要領1の次に次のように加える。

2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十四号の二様式の表を次のように改める。

第十四号の二様式の表 挿入

第十四号の二様式記載要領を同様式記載要領2とし、同様式記載要領に1として次のように加える。

1 「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載すること。

第十六号様式（提出用）を次のように改める。

第十六号様式（提出用） 挿入

第十六号様式記載要領7を同様式記載要領8とし、同様式記載要領3から同様式記載要領6までを一ずつ繰り下げ、同様式記載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十六号様式別表一（提出用）を次のように改める。

第十六号様式別表一（提出用）挿入

第十六号様式別表一記載要領4を同表記載要領5とし、同表記載要領3を同表記載要領4とし、同表記載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十六号様式別表二（提出用）を次のように改める。

第十六号様式別表二（提出用）挿入

第十六号様式別表二記載要領4を同表記載要領5とし、同表記載要領3を同表記載要領4とし、同表記

載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十六号の二様式（提出用）を次のように改める。

第十六号の二様式（提出用）挿入

第十六号の二様式記載要領8を同様式記載要領9とし、同様式記載要領3から同様式記載要領7までを一ずつ繰り下げ、同様式記載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十六号の二様式別表一（提出用）を次のように改める。

第十六号の二様式別表一（提出用）挿入

第十六号の二様式別表一記載要領3を同表記載要領4とし、同表記載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十六号の二様式別表二（提出用）を次のように改める。

第十六号の二様式別表二（提出用）挿入

第十六号の二様式別表二記載要領4を同表記載要領5とし、同表記載要領3を同表記載要領4とし、同表記載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十六号の二様式別表三（提出用）を次のように改める。

第十六号の二様式別表三（提出用）挿入

第十六号の二様式別表三記載要領3を同表記載要領4とし、同表記載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、

法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十六号の三様式（提出用）を次のように改める。

第十六号の三様式（提出用）挿入

第十六号の三様式記載要領3を同様式記載要領4とし、同様式記載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、

法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十六号の五様式（提出用）を次のように改める。

第十六号の五様式（提出用）挿入

第十六号の五様式記載要領6を同様式記載要領7とし、同様式記載要領5を同様式記載要領6とし、同

様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3の次に次のように加える。

4 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十六号の六様式の表を次のように改める。

第十六号の六様式の表 挿入

第十六号の六様式記載要領に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十六号の六様式別表の表を次のように改める。

第十六号の六様式別表の表 挿入

第十六号の六様式別表記載要領を同表記載要領1とし、同表記載要領に次のように加える。

2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十六号の七様式（提出用）を次のように改める。

第十六号の七様式（提出用）挿入

第十六号の七様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3を同様式記載要領4とし、同様式記載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十六号の八様式（提出用）を次のように改める。

第十六号の八様式（提出用）挿入

第十六号の八様式記載要領6を同様式記載要領7とし、同様式記載要領5を同様式記載要領6とし、同

様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3の次に次のように加える。

4 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十六号の十様式（提出用）を次のように改める。

第十六号の十様式（提出用）挿入

第十六号の十様式記載要領7を同様式記載要領8とし、同様式記載要領3から同様式記載要領6までを一ずつ繰り下げ、同様式記載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、登録特別徴収義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第十六号の十二様式（提出用）を次のように改める。

第十六号の十二様式(提出用) 挿入

第十六号の十二様式備考5を同様式備考6とし、同様式備考2から同様式備考4までを一ずつ繰り下げ、同様式備考1の次に次のように加える。

- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、納税者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第十六号の十四様式の表を次のように改める。

第十六号の十四様式の表 挿入

第十六号の十四様式記載要領5を同様式記載要領6とし、同様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3を同様式記載要領4とし、同様式記載要領2の次に次のように加える。

- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、特別徴収義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は

法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第十六号の十六様式を次のように改める。

第十六号の十六様式 挿入

第十六号の十六様式の次に次の一様式を加える。

第十六号の十六の二様式 挿入

第十六号の十七様式の表を次のように改める。

第十六号の十七様式の表 挿入

第十六号の十七様式記載要領1中「**冊籍**は、」の次に「**地方税法第144条の21第2項の規定により**」を加え、同様式記載要領6を同様式記載要領7とし、同様式記載要領3から同様式記載要領5まぶをいずし繰り下げ、同様式記載要領2の次に次のように加える。

- 3 「代表者の個人番号又は法人番号」欄には、代表者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は

法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「代表者の個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第十六号の十七様式の次に次の一様式を加える。

第十六号の十七の二様式 挿入

第十六号の二十五様式の表を次のように改める。

第十六号の二十五様式の表 挿入

第十六号の二十五様式記載要領3を同様式記載要領4とし、同様式記載要領2の次に次のように加える。

- 3 申請者が法人である場合には、「法人番号」欄に申請者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第十六号の二十八様式の表を次のように改める。

第十六号の二十八様式の表 挿入

第十六号の二十八様式記載要領に次のように加える。

- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第十六号の二十九様式の表を次のように改める。

第十六号の二十九様式の表 挿入

第十六号の二十九様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3を同様式記載要領4とし、同様式記載要領2の次に次のように加える。

- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第十六号の三十一様式（その一）を次のように改める。

第十六号の三十一様式（その一）挿入

第十六号の三十一様式記載要領5を同様式記載要領6とし、同様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3の次に次のように加える。

4 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第十六号の三十二様式（その一）を次のように改める。

第十六号の三十二様式（その一）挿入

第十六号の三十二様式記載要領5を同様式記載要領6とし、同様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3の次に次のように加える。

4 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第十六号の三十三様式(その一)を次のように改める。

第十六号の三十三様式(その一) 挿入

第十六号の三十三様式記載要領5を同様式記載要領6とし、同様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3を同様式記載要領4とし、同様式記載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第十六号の三十五様式の表を次のように改める。

第十六号の三十五様式の表 挿入

第十六号の三十五様式記載要領6を同様式記載要領7とし、同様式記載要領5を同様式記載要領6とし、同様式記載要領4の次に次のように加える。

- 5 「個人番号又は法人番号」欄には、元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第十六号の三十六様式（提出用）を次のように改める。

第十六号の三十六様式（提出用）挿入

第十六号の三十六様式記載要領5を同様式記載要領6とし、同様式記載要領4の次に次のように加える。

- 5 「個人番号又は法人番号」欄には、元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に

規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第十六号の三十七様式(提出用)を次のように改める。

第十六号の三十七様式(提出用) 挿入

第十六号の三十七様式記載要領5を同様式記載要領6とし、同様式記載要領2から同様式記載要領4までを一ずつ繰り下げ、同様式記載要領1の次に次のように加える。

2 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第十六号の三十八様式(提出用)を次のように改める。

第十六号の三十八様式(提出用) 挿入

第十六号の三十八様式記載要領5を同様式記載要領6とし、同様式記載要領2から同様式記載要領4までを一つづつ繰り下げ、同様式記載要領1の次に次のように加える。

- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第十六号の三十九様式（提出用）を次のように改める。

第十六号の三十九様式（提出用） 挿入

第十六号の三十九様式記載要領3を同様式記載要領4とし、同様式記載要領2を同様式記載要領3とし、同様式記載要領1の次に次のように加える。

- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番

号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第十六号の四十様式（提出用）を次のように改める。

第十六号の四十様式（提出用）挿入

第十六号の四十様式記載要領3を同様式記載要領4とし、同様式記載要領2を同様式記載要領3とし、同様式記載要領1の次に次のように加える。

2 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第十六号の四十一様式（提出用）を次のように改める。

第十六号の四十一様式（提出用）挿入

第十六号の四十一様式記載要領8を同様式記載要領9とし、同様式記載要領4から同様式記載要領7までを一つ繰り下げ、同様式記載要領3の次に次のように加える。

- 4 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 第十六号の四十二様式の表を次のように改める。

第十六号の四十二様式の表 挿入

第十六号の四十二様式記載要領7を同様式記載要領8とし、同様式記載要領3から同様式記載要領6までを一ずつ繰り下げ、同様式記載要領2の次に次のように加える。

- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第十七号様式を次のように改める。

第十七号様式 挿入

第十七号の二様式を次のように改める。

第十七号の二様式 挿入

第十七号の二様式別表を次のように改める。

第十七号の二様式別表 挿入

第十八号様式の表を次のように改める。

第十八号様式の表 挿入

第十八号様式記載心得9を同様式記載心得11とし、同様式記載心得4から同様式記載心得8までを二ずつ繰り下げ、同様式記載心得3を同様式記載心得4とし、同様式記載心得4の次に次のように加える。

5 「個人番号」欄には、給与の支払を受けなくなった者の個人番号を記載してください。

第十八号様式記載心得2の次に次のように加える。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「法人番号（個人番号）」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第

2条第15項に規定する法人番号をいう。)又は個人番号(同条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

第二十号様式の表を次のように改める。

第二十号様式の表 挿入

第二十号様式記載要領15を同様式記載要領16とし、同様式記載要領4から同様式記載要領14までを一ずつ繰り下げ、同様式記載要領3の次に次のように加える。

4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

第二十号様式別表一の表を次のように改める。

第二十号様式別表一の表 挿入

第二十号様式別表一記載要領7を同表記載要領8とし、同表記載要領6を同表記載要領7とし、同表記載要領5を同表記載要領6とし、同表記載要領4中「(別表6の2(1))の(22)の欄」を「(別表6の2

(1)「表」の(31)の欄」に改め、同表記載要領4を同表記載要領5とし、同表記載要領3を同表記載要領4とし、同表記載要領2の次に次のように加える。

3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第二十号様式別表四の三の表を次のように改める。

第二十号様式別表四の三の表 挿入

第二十号様式別表四の三記載要領1とし、同表記載要領に次のように加える。

2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第二十号の二様式の表を次のように改める。

第二十号の二様式の表 挿入

第二十号の二様式記載要領5を同様式記載要領6とし、同様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3の次に次のように加える。

4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第二十号の三様式の表を次のように改める。

第二十号の三様式の表 挿入

第二十号の三様式記載要領7を同様式記載要領8とし、同様式記載要領4から同様式記載要領6までを
一 ずつ繰り下げ、同様式記載要領3の次に次のように加える。

4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第二十二号の二の二様式の表を次のように改める。

第二十二号の二の二様式の表 挿入

第二十二号の二の二様式記載要領に次のように加える。

3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第二十二号の三様式の表を次のように改める。

第二十二号の三様式の表 挿入

第二十二号の三様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3の次に次のように加える。

4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第二十二号の四様式の表中「法人番号」を「登録番号」に改める。

第二十三号様式を次のように改める。

第二十三号様式 挿入

第二十四号様式を次のように改める。

第二十四号様式 挿入

第二十五号様式を次のように改める。

第二十五号様式 挿入

第二十六号様式（提出用）を次のように改める。

第二十六号様式(提出用) 挿入

第二十六号様式記載要領3を同様式記載要領4とし、同様式記載要領2の次に次のように加える。

- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第二十七号様式を次のように改める。

第二十七号様式 挿入

第二十八号様式を次のように改める。

第二十八号様式 挿入

第二十九号様式を次のように改める。

第二十九号様式 挿入

第三十号様式の表(別表を除く。)を次のように改める。

第三十号様式の表（別表を除く。）挿入

第三十号様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3を同様式記載要領4とし、同様式記載要領2を同様式記載要領3とし、同様式記載要領1の次に次のように加える。

2 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第三十一号様式を次のように改める。

第三十一号様式 挿入

第三十二号様式を次のように改める。

第三十二号様式 挿入

第三十三号様式を次のように改める。

第三十三号様式 挿入

第三十四号の二様式の表を次のように改める。

第三十四号の二様式の表 挿入

第三十四号の二様式記載要領7を同様式記載要領8とし、同様式記載要領3から同様式記載要領6までを一ずつ繰り下げ、同様式記載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第三十四号の二の二様式の表を次のように改める。

第三十四号の二の二様式の表 挿入

第三十四号の二の二様式記載要領に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第三十四号の二の六様式の表を次のように改める。

第三十四号の二の六様式の表 挿入

第三十四号の二の六様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3を同様式記載要領4とし、同様式記載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第三十四号の五様式の表を次のように改める。

第三十四号の五様式の表 挿入

第三十四号の五様式記載要領12を同様式記載要領13とし、同様式記載要領3から同様式記載要領11までを一ずつ繰り下げ、同様式記載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、納税義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人

番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第三十四号の六様式の表を次のように改める。

第三十四号の六様式の表 挿入

第三十四号の六様式記載心得4を同様式記載心得5とし、同様式記載心得3を同様式記載心得4とし、同様式記載心得2を同様式記載心得3とし、同様式記載心得1の次に次のように加える。

- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第三十四号の七様式を次のように改める。

第三十四号の七様式 挿入

第三十四号の八様式を次のように改める。

第三十四号の八様式 挿入

第三十四号の九様式を次のように改める。

第三十四号の九様式 挿入

第三十四号の十様式を次のように改める。

第三十四号の十様式 挿入

第三十四号の十一様式の表を次のように改める。

第三十四号の十一様式の表 挿入

第三十四号の十一様式記載心得7を同様式記載心得8とし、同様式記載心得3から同様式記載心得6までを一つ繰り下げ、同様式記載心得2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、納税義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第三十四号の十二様式を次のように改める。

第三十四号の十二様式挿入

第四十四号様式の表を次のように改める。

第四十四号様式の表挿入

第四十四号様式記載心得17中「㉔の蓋は、冊叶をすくむを「㉔及び㉕の欄は、資産割及び従業者割の呼称」に改め、同様式記載心得17を同様式記載心得18とし、同様式記載心得16中「㉔」を「㉕」に改め、同様式記載心得16を同様式記載心得17とし、同様式記載心得15中「㉔」を「㉕」に改め、同様式記載心得14を同様式記載心得15とし、同様式記載心得14中「㉔」を「㉕」に改め、同様式記載心得14を同様式記載心得15とし、同様式記載心得13中「㉔」を「㉕」に改め、同様式記載心得13を同様式記載心得14とし、同様式記載心得3から同様式記載心得12までを一ずつ繰り下げ、同様式記載心得2の次に次のように加える。

- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第

15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第四十四号様式中「第44号様式記載心得」を「第44号様式記載要領」に改める。

第四十四号様式別表一の表を次のように改める。

第四十四号様式別表一の表 挿入

第四十四号様式別表一記載心得11を同表記載心得12とし、同表記載心得3から同表記載心得10までを1ずつ繰り下げ、同表記載心得2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第四十四号様式別表一中「第44号様式別表1記載心得」を「第44号様式別表1記載要領」に改める。

第四十四号様式別表二の表を次のように改める。

第四十四号様式別表二の表 挿入

第四十四号様式別表二記載心得6を同表記載心得7とし、同表記載心得3から同表記載心得5までを1
ずつ繰り下げ、同表記載心得2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第
15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1
文字空けて記載すること。

第四十四号様式別表二中「第44号様式別表2記載心得」を「第44号様式別表2記載要領」に改める。

第四十四号様式別表三の表を次のように改める。

第四十四号様式別表三の表 挿入

第四十四号様式別表三記載心得5を同表記載心得6とし、同表記載心得4を同表記載心得5とし、同表
記載心得3を同表記載心得4とし、同表記載心得2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第四十四号様式別表三中「第44号様式別表3記載心得」を「第44号様式別表3記載要領」に改める。

第四十四号様式別表四の表を次のように改める。

第四十四号様式別表四の表 挿入

第四十四号様式別表四記載心得6を同表記載心得7とし、同表記載心得3から同表記載心得5までを1ずつ繰り下げ、同表記載心得2の次に次のように加える。

- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

第四十四号様式別表四中「第44号様式別表4記載心得」を「第44号様式別表4記載要領」に改める。

第四十八号の二様式（提出用）を次のように改める。

第四十八号の二様式（提出用）挿入

第四十八号の二様式記載要領8を同様式記載要領9とし、同様式記載要領3から同様式記載要領7までを一つ繰り下げ、同様式記載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第四十八号の二様式別表（提出用）を次のように改める。

第四十八号の二様式別表（提出用）挿入

第四十八号の二様式別表記載要領4を同表記載要領5とし、同表記載要領3を同表記載要領4とし、同表記載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、

法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第四十八号の三様式（提出用）を次のように改める。

第四十八号の三様式（提出用） 挿入

第四十八号の三様式記載要領に次のように加える。

4 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第四十八号の四様式（提出用）を次のように改める。

第四十八号の四様式（提出用） 挿入

第四十八号の四様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3を同様式記載要領4とし、同様式記載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、

法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第四十八号の五様式の表を次のように改める。

第四十八号の五様式の表 挿入

第四十八号の五様式記載要領7を同様式記載要領8とし、同様式記載要領3から同様式記載要領6までを一つづつ繰り下げ、同様式記載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第四十八号の六様式の表を次のように改める。

第四十八号の六様式の表 挿入

第四十八号の六様式記載要領に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、

法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第四十八号の九様式の表を次のように改める。

第四十八号の九様式の表 挿入

第四十八号の九様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3を同様式記載要領4とし、同様式記載要領2の次に次のように加える。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第四十九号様式を次のように改める。

第四十九号様式 挿入

第五十号様式を次のように改める。

第五十号様式 挿入

第五十一号様式を次のように改める。

第五十一号様式 挿入

第五十一号の二様式を次のように改める。

第五十一号の二様式 挿入

第五十五号の三様式を次のように改める。

第五十五号の三様式 挿入

第五十五号の四様式を次のように改める。

第五十五号の四様式 挿入

第五十五号の五様式を次のように改める。

第五十五号の五様式 挿入

第五十五号の六様式を次のように改める。

第五十五号の六様式 挿入

第五十五号の七様式を次のように改める。

第五十五号の七様式 挿入

(地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十六年総務省令第九十六号)の一部を次のように改正する。

地方税法施行規則第八条の十八第一号及び第八条の三十九第一項第一号の改正規定を削り、同令附則第二十三条第一項第一号口及び第二項第一号口の改正規定中「及び個人番号又は法人番号」を「及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。)」又は法人番号(同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。)」に改める。

附則第一条に次の一号を加える。

四 第九条の六第一号及び第九条の八第四項の改正規定 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年の翌年の四月一日

附則第二条第一項中「この省令の施行の日(以下「施行日」という。)」を「施行日」に改める。

附則第六条中「第八条の十八第一号並びに」及び「法第二百二十三条第二項に規定する修正申告書又は」

を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

附則第七条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則附則第四条の四第九項第二号、第十二号の二様式の表及び第二十二号の四様式の表の改正規定並びに第二条の規定並びに附則第十三条の規定 公布の日

二 第一条中地方税法施行規則第十七号の二様式別表の改正規定及び次条第七項の規定 平成二十七年十月一日

三 附則第六条及び第十条の規定 平成二十八年四月一日

四 第一条中地方税法施行規則第十八号様式の表及び同様式記載心得の改正規定並びに次条第八項の規定

定 平成二十九年一月一日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)
第三号様式別表裏面は、平成二十八年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規則第五号の四様式から第五号の七様式まで、第十七号様式、第十七号の二様式、第五十五号の三様式及び第五十五号の四様式は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3 新規則第五号の八様式は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)
以後に提出される地方税法(以下「法」という。)
第五十条の五及び第三百二十八条の五第二項に規定する納入申告書について適用し、施行日前に提出された法第五十条の五及び第三百二十八条の五第二項に規定する納入申告書については、なお従前の例による。

4 新規則第十二号の三様式、第十二号の五様式及び第十二号の六様式は、施行日以後に支払を受けるべき法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等に係る法第七十一条の十第二項に規定する納入申告書又は

新規則第三条の七第二項に規定する納入書について適用し、施行日前に支払を受けるべき同号に規定する利子等に係る法第七十一条の十第二項に規定する納入申告書又は第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）第三条の七第二項に規定する納入書については、なお従前の例による。

- 5 新規則第十二号の七様式、第十二号の九様式、第十二号の十三様式及び第十二号の十五様式は、施行日以後に支払を受けるべき法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る法第七十一条の三十一第二項（法附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する納入申告書又は新規則第三条の十第二項（新規則附則第十八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する納入書について適用し、施行日前に支払を受けるべき同号に規定する特定配当等に係る法第七十一条の三十一第二項に規定する納入申告書又は旧規則第三条の十第二項（旧規則附則第十八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する納入書については、なお従前の例による。

- 6 新規則第十二号の十様式及び第十二号の十二様式は、施行日以後に生じる法第二十三条第一項第十七号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る法第七十一条の五十一第二項に規定する納入申告書又は新規則

第三条の十二第二項に規定する納入書について適用し、施行日前に生じた同号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る法第七十一条の五十一第二項に規定する納入申告書又は旧規則第三条の十二第二項に規定する納入書については、なお従前の例による。

7 新規則第十七号の二様式別表は、平成二十八年十月一日以後に法第三百七条の六第四項の規定により提出する同項に規定する公的年金等支払報告書について適用し、同日前に同項の規定により提出した同項に規定する公的年金等支払報告書については、なお従前の例による。

8 新規則第十八号様式は、平成二十九年一月一日以後に給与の支払を受けないこととなる者に係る法第三百七条の六第二項又は第三百二十一条の五第三項の規定による届出について適用し、同日前に給与の支払を受けないこととなった者に係る法第三百七条の六第二項又は第三百二十一条の五第三項の規定による届出については、なお従前の例による。

9 新規則附則第二条の五の規定及び第五十五号の五様式から第五十五号の七様式までは、施行日以後に支出する法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄付金に係る法附則第七條第三項及び第十項の規定による申請、同條第四項及び第十一項の規定による届出又は同條第五項及び

第十二項の規定による通知について適用し、施行日前に支出した法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄付金に係る法附則第七条第三項及び第十項の規定による申請、同条第四項及び第十一項の規定による届出又は同条第五項及び第十二項の規定による通知については、なお従前の例による。

10 新規則第一号様式、第六号様式記載要領（同様式記載要領21に係る部分に限る。）、第十号の三様式、第十号の四様式、第十号の五様式、第十三号の二様式、第十四号様式及び第二十二号の二の様式は、施行日以後に行われる法第十五条の四第二項の規定による届出書の提出、法第二十条の九の三第一項及び第二項、第五十三条の二並びに第三百二十一条の八の二の規定による請求、法第五十三条第一項及び第四項の規定による申告書の提出並びにこれらの規定に係る同条第二十二項の規定による申告書の提出並びに法第七百三十四条第三項の規定により準用する法第三百二十一条の八第一項及び第四項の規定による申告書の提出並びにこれらの規定に係る同条第二十二項の規定による申告書の提出、法第五十五条の二第一項、第五十五条の四第一項、第三百二十一条の十一の二第一項及び第三百二十一条の十一の三第一項の規定による申請又は地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下「平成二十五年改正法」と

いう。)第二条の規定による改正後の法第五十三条第三十八項及び第三十九項の規定による届出について適用し、施行日前に行われた法第十五条の四第二項の規定による届出書の提出、法第二十条の九の三第一項及び第二項、第五十三条の二並びに第三百二十一条の八の二の規定による請求、法第五十三条第一項及び第四項の規定による申告書の提出並びにこれらの規定に係る同条第二十二項の規定による申告書の提出並びに法第七百三十四条第三項の規定により準用する法第三百二十一条の八第一項及び第四項の規定による申告書の提出並びにこれらの規定に係る同条第二十二項の規定による申告書の提出、法第五十五条の二第一項、第五十五条の四第一項、第三百二十一条の十一の二第一項及び第三百二十一条の十一の三第一項の規定による申請又は平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の法第五十三条第四十四項及び第四十五項の規定による届出については、なお従前の例による。

11 新規則第六号様式の表、同様式記載要領(同様式記載要領4に係る部分に限る。)、同様式別表一の表、同様式別表一記載要領(同表記載要領3に係る部分に限る。)、第六号の二様式、第七号様式、第十一号様式、第二十号様式、同様式別表一の表、同様式別表一記載要領(同表記載要領3に係る部分に限る。)、同様式別表四の三、第二十号の二様式、第二十号の三様式及び第二十二号の三様式は、施行日以後に開始

する事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税並びに施行日以後に開始する連結事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税並びに施行日前に開始した連結事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

12 新規則第六号様式別表一記載要領（同表記載要領5に係る部分に限る。）及び第二十号様式別表一記載要領（同表記載要領5に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税並びに施行日以後に終了する連結事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税並びに施行日前に終了した連結事業年度に係る法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新規則第一号様式、第十号の二様式、第十号の三様式、第十号の五様式、第十三号様式、第十三号の二様式及び第十四号様式は、施行日以後に行われる法第十五条の四第二項の規定による届出書の提出、法第二十条の九の三第一項及び第二項、第七十二条の三十三の二並びに第七十二条の四十八の二第四項の

規定による請求、法第七十二条の二十五第二項（同条第六項において準用する場合及び第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第四項（法第七十二条の二十五第七項において準用する場合及び第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による承認の申請、法第七十二条の二十五第三項及び第五項（法第七十二条の二十八第二項において準用する場合及び第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による承認の申請、法第七十二条の三十九の二第一項及び第七十二条の三十九の四第一項の規定による申請、地方税法施行令（以下「政令」という。）第二十四条の四第四項（政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による届出書の提出又は地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第九十六号。以下この条において「平成二十六年改正省令」という。）による改正後の地方税法施行規則第六条の四第二項の規定による届出について適用し、施行日前に行われた法第十五条の四第二項の規定による届出書の提出、法第二十条の九の三第一項及び第二項、第七十二条の三十三の二

並びに第七十二条の四十八の二第四項の規定による請求、法第七十二条の二十五第二項及び第四項の規定による承認の申請、同条第三項及び第五項の規定による承認の申請、法第七十二条の三十九の二第一項及び第七十二条の三十九の四第一項の規定による申請、政令第二十四条の四第四項の規定による届出書の提出又は平成二十六年改正省令による改正前の地方税法施行規則第六条の四第二項の規定による届出については、なお従前の例による。

- 2 新規則第六号様式の表、同様式記載要領（同様式記載要領4に係る部分に限る。）、同様式別表五、同様式別表五の二、同様式別表五の二の二、同様式別表五の二の三、同様式別表五の三、同様式別表五の四、同様式別表五の五、同様式別表十四及び第七号様式は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 新規則第十四号の二様式は、施行日の属する年以後の年分の所得に係る個人の事業税について適用し、施行日の属する年の前年以前の年分の所得に係る個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 新規則附則第四条第十二項第一号及び第十三項第一号の規定は、施行日以後に行われる政令附則第

十条第十八項又は第十九項の規定による通知について適用し、施行日前行われた政令附則第十条第十八項又は第十九項の規定による通知については、なお従前の例による。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第五条 新規則第十六号様式、同様式別表、第十六号の二様式、同様式別表、第十六号の三様式、第十六号の五様式から第十六号の八様式まで及び第四十八号の二様式から第四十八号の四様式までは、施行日以後に行われる法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税について適用し、施行日前行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る道府県たばこ税の申告方法等)

第六条 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第十二条第四項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第一号様式によるものとする。

2 平成二十七年改正法附則第十二条第六項の規定により卸売販売業者等（同条第三項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）又は小売販売業者が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に新規則第十六号の四様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 平成二十七年改正法附則第十二条第八項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、新規則第八条の六、第八条の七又は第八条の九の規定により、それぞれ法第七十四条の十第一項若しくは第三項、第二項又は第五項の規定による申告書に添付すべき新規則第十六号の五様式による書類中「納税控除の届出及びその旨の証明となるべき書類」欄に、当該控除又は還付を受けようとする平成二十七年改正法附則第十二条第一項に規定する紙巻たばこ三級品（以下この項において「紙巻たばこ三級品」という。）について同条第三項の規定により道府県たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

（軽油引取税に関する経過措置）

第七条 新規則第十六号の十様式及び第十六号の三十七様式から第十六号の四十一様式までは、施行日の属

する月以後の月分の法第四百四十四条の十四第二項の規定による申告又は法第四百四十四条の三十五第一項の規定による報告について適用し、施行日の属する月の前月以前の月分の法第四百四十四条の十四第二項の規定による申告又は法第四百四十四条の三十五第一項の規定による報告については、なお従前の例による。

2 新規則第十六号の四十二様式は、施行日以後の軽油の製造に係る法第四百四十四条の三十五第二項の規定による報告について適用し、施行日以前の軽油の製造に係る同項の規定による報告については、なお従前の例による。

3 新規則第十六号の十二様式、第十六号の十四様式、第十六号の十六様式、第十六号の十六の二様式、第十六号の十七様式、第十六号の十七の二様式、第十六号の二十五様式、第十六号の二十八様式、第十六号の二十九様式、第十六号の三十一様式、第十六号の三十二様式、第十六号の三十三様式、第十六号の三十五様式及び第十六号の三十六様式は、施行日以後に行われる法第四百四十四条の十八第一項の規定による申告、法第四百四十四条の三十第一項の規定による申請、政令第四十三条の十五第一項の規定による申請書の提出、政令附則第十条の二の二第八項において準用する政令第四十三条の十五第一項の規定による申請書の提出、政令第四十三条の十五第一項の規定による申請書の提出、政令附則第十条の二の二第八項にお

て準用する政令第四十三条の十五第一項の規定による申請書の提出、法第四百四十四条の七第一項の規定による申請、法第四百四十四条の八第一項の規定による申請、法第四百四十四条の九第一項の規定による申請、新規則第八条の四十二第一項の規定による承認申請書の提出、新規則第八条の四十二第三項の規定による承認申請書の提出、新規則第八条の四十二第四項の規定による承認申請書の提出、法第四百四十四条の三十第一項若しくは第三項の規定による届出又は法第四百四十四条の三十四第二項若しくは第三項の規定による届出について適用し、施行日前に行われた法第四百四十四条の十八第一項の規定による申告、法第四百四十四条の三十第一項の規定による申請、政令第四十三条の十五第一項の規定による申請書の提出、政令附則第十条の二の二第八項において準用する政令第四十三条の十五第一項の規定による申請書の提出、政令第四十三条の十五第一項の規定による申請書の提出、政令附則第十条の二の二第八項において準用する政令第四十三条の十五第一項の規定による申請、法第四百四十四条の七第一項の規定による申請、法第四百四十四条の八第一項の規定による申請、法第四百四十四条の九第一項の規定による申請、旧規則第八条の四十二第一項の規定による承認申請書の提出、旧規則第八条の四十二第三項の規定による承認申請書の提出、旧規則第八条の四十二第四項の規定による承認申請書の提出、法第四百四十四条の三十四第一項若しくは

は第三項の規定による届出又は法第四百四十四条の三十四第二項若しくは第三項の規定による届出については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第八条 新規則第二十三号様式は、施行日以後に行われる法第三百四十九条の四第六項の規定による通知について適用し、施行日前行われた法第三百四十九条の四第六項の規定による通知については、なお従前の例による。

2 新規則第二十四号様式、第二十五号様式、第二十六号様式、第二十七号様式から第三十号様式まで及び第三十一号様式から第三十三号様式までは、平成二十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第九条 新規則第十六号の五様式、第十六号の六様式、同様式別表、第三十四号の二様式、第三十四号の二の二様式、第三十四号の二の六様式、第四十八号の五様式、第四十八号の六様式及び第四十八号の九様式は、施行日以後に行われる法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費税等（以

下この項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用し、施行日前行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市町村たばこ税の申告方法等）

第十条 平成二十七年改正法附則第二十条第四項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第二号様式によるものとする。

2 平成二十七年改正法附則第二十条第六項の規定により卸売販売業者等（同条第三項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）又は小売販売業者が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に新規則第三十四号の二の五様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 平成二十七年改正法附則第二十条第八項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、新規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、それぞれ法第四百七十三条第一項若しくは第二項又は第四項の規定による申告書に添付すべき新規則第十六号の五様式による書類中「納付書の添付及び

の「紙巻たばこ」欄に、当該控除又は還付を受けようとする平成二十七年改正法附則第二十条第一項に規定する紙巻たばこ三級品（以下この項において「紙巻たばこ三級品」という。）について同条第三項の規定により市町村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第十一条 新規則第三十四号の五様式から第三十四号の十様式まで及び第四十九号様式から第五十一号の様式まで（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成二十八年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成二十七年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新規則第三十四号の五様式から第三十四号の十様式まで及び第四十九号様式から第五十一号の二様式まで（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税について

ては、なお従前の例による。

3 新規則第三十四号の十一様式及び第三十四号の十二様式は、平成二十八年度以後の年度分の遊休土地に對して課する特別土地保有税について適用し、平成二十七年度分までの遊休土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十二条 新規則第四十四号様式及び同様式別表一から別表四までは、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業及び平成二十八年以後の年分の個人の事業に對して課すべき事業所税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業及び平成二十七年分までの個人の事業に對して課する事業所税については、なお従前の例による。

(地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第十三条 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年総務省令第三十八号)を次のように改正する。

附則第十二条のうち地方税法施行規則附則第八条の三の三の改正規定中「同項を同条第五項」を「同項

第一号中「第八項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項を同条第五項」に改め、「附則第三十条第四項第二号」に改め」の下に「、同項第一号中「第九項第一号」を「第八項第一号」に改め」を加える。

別記第一号様式 挿入 別紙 131

別記第二号様式 挿入 別紙 132